

### ● 委託契約書に関する事項（収集運搬）

委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

- ① 委託する特管物の種類及び数量
- ② 運搬の最終目的地の所在地
- ③ 委託契約の有効期間
- ④ 受託者に支払う料金
- ⑤ 処理業者にあつては事業の範囲
- ⑥ 積替又は保管を行う場合は積替又は保管を行う場所に関する事項
- ⑦ 適正処理のために必要な情報（情報に変更があつた場合の情報の伝達方法を含む。）
- ⑧ 委託業務終了時の委託者への報告
- ⑨ 契約解除時における未処理廃棄物の取り扱い

委託契約書に添付すべき書面は、

- ① 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ② 環境大臣の認定に係る認定証（広域認定、無害化認定）の写し
- ③ その他

※委託契約書は5年間保存すること。

※道のホームページで、委託契約書の参考様式を示している。

北海道 産業廃棄物 委託契約書 で検索。

※あらかじめ委託する特管物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知すること。

### ● 再委託に関する事項

再委託を行う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 特管物の運搬を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該運搬を委託した事業者から通知された必要事項を文書で通知すること。
- ② あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した特管物の運搬を委託しようとする者が他人の特管物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする特管物の運搬がその事業の範囲に含まれることを明らかにし、当該委託について当該事業者の書面による承諾を受けていること。
- ③ 再受託者に当該特管物を引き渡す際は、その受託に係る契約書に記載されている必要事項を記載した文書を再受託者に交付すること。

### ● 処理業に係る届出等の義務

- ① 次の場合には、廃止又は変更等のあつた日から10日以内（法人であつて、登記事項証明書を添付すべき場合においては、30日以内）に届出を行うこと。
  - ・処理業の業務の全部又は一部を廃止したとき
  - ・処理業の業務を休止又は再開したとき
  - ・住所、氏名、役員、車両又は事業場の所在地その他法令で定める事項を変更したとき
- ② 欠格要件に該当するに至ったときは、その日から2週間以内に届出を行うこと。

### ● 帳簿記載等の義務

帳簿を備え、特管物の種類ごとに、次の事項を記載すること。

- ① 収集運搬にあつては、
  - 収集又は運搬年月日、交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号、受入先ごとの受入量、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
- ② 運搬の委託（再委託）にあつては、
  - 委託年月日、受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号、交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号、運搬先ごとの委託量

● マニフェストに関する事項

産業廃棄物の委託処理については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務づけられており、交付又は送付されたマニフェストを5年間保存しなければならない。

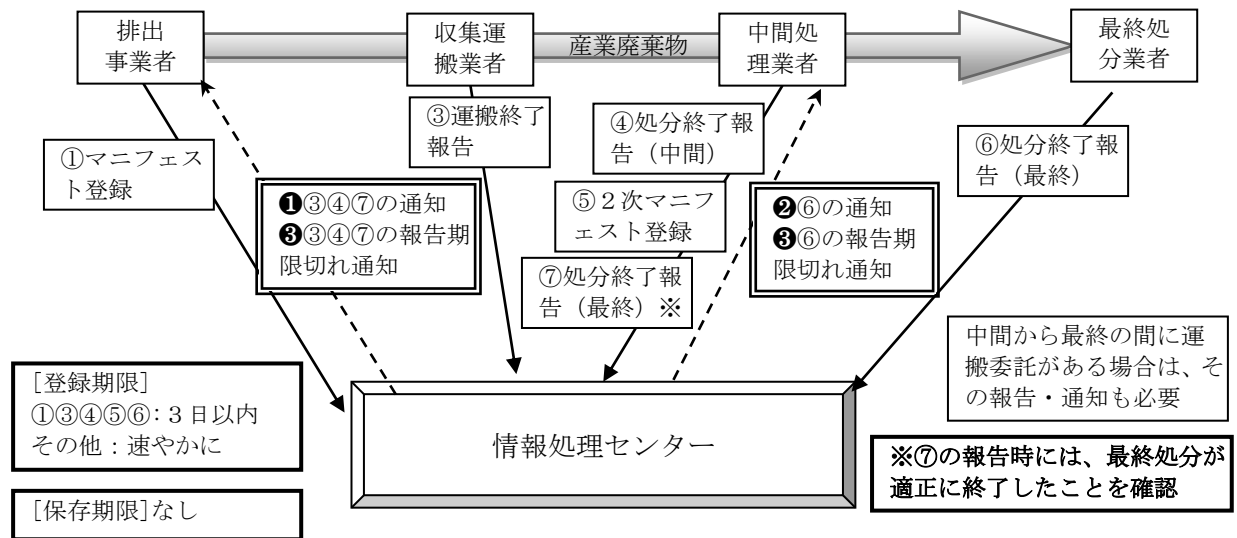
マニフェストの一般的な流れを示すと次のとおりとなる。

また、2020年4月から、多量排出事業者（前々年度に50トン以上の特管物を排出した事業者）は特管物の処理委託に当たって、電子マニフェストシステムを使用しなければならないこととなったため、当然、受託者である特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者も電子マニフェストを利用している必要がある。

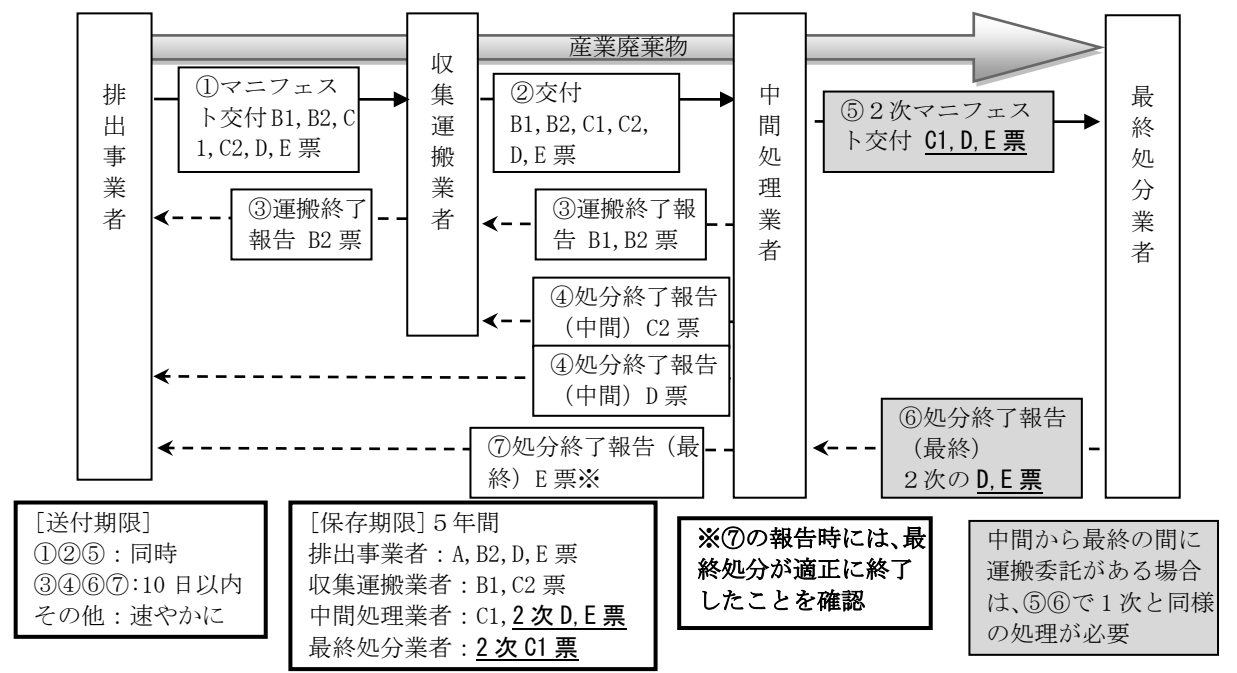
その他、特別管理産業廃棄物収集運搬業者におけるマニフェスト使用の留意事項は以下の通り。

- ① マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡を受けてはならないこと。
- ② 受託した産業廃棄物の運搬が終了していないにもかかわらず、運搬終了の報告（下図では③）をしてはならないこと。

【電子マニフェストの流れ】



【紙マニフェストの流れ】（7枚もの場合）



● **変更許可申請**

事業の範囲の変更（取り扱う特管物の種類の変更、新たに積替えを行う場合等）をしようとするときには、事前に特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更の許可の申請を行うこと。

● **許可の更新**

許可の期限は、許可の日から5年間となっているので、引き続き処理業を行う場合は、あらかじめ知事認定講習を受講した上で、基本的に許可の期限の1ヶ月前までに、許可の更新の申請を行うこと。

● **罰則等**

不法投棄、無許可の事業範囲変更又は収集運搬基準違反等、廃棄物処理法の規定に違反した場合は、所定の罰則が課せられるほか、処理業の取り消し等の処分が行われることがある。

- 特別管理産業廃棄物処理業に関する事務の取扱い窓口は、次の各（総合）振興局保健環境部環境生活課となる。（ただし、政令市内での処理業に関するものを除く。）

空知総合振興局	〒068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0041
石狩振興局	〒060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館5階	011-204-5823
後志総合振興局	〒044-8588	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1352
胆振総合振興局	〒051-8558	室蘭市海岸町1丁目4-1むろらん広域センタービル	0143-24-9576
日高振興局	〒057-8558	浦河町栄丘東通56	0146-22-9253
渡島総合振興局	〒041-8558	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9437
檜山振興局	〒043-8558	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6492
上川総合振興局	〒079-8610	旭川市永山6条19丁目1-1	0166-46-5921
留萌振興局	〒077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8432
宗谷総合振興局	〒097-8558	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2921
オホーツク総合振興局	〒093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0629
十勝総合振興局	〒080-8588	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8527
釧路総合振興局	〒085-8588	釧路市浦見2丁目2-54	0154-43-9153
根室振興局	〒087-8588	根室市常盤町3丁目28	0153-23-6821

## 特別管理産業廃棄物の収集運搬の基準の概要

特別管理産業廃棄物の収集運搬の基準（法第 12 条の 2 ほか）及び法令に定められた特別管理産業廃棄物の処理基準を遵守し、適正に処分しなければなりません。

### ● 特別管理産業廃棄物の収集運搬の基準

- ① 特別管理産業廃棄物（以下、「特管物」という。）が飛散、流出しないようにすること。
- ② 収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- ③ 収集又は運搬の施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障のないよう必要な措置を講ずること。
- ④ 人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- ⑤ 特管物が他のものと混合する恐れのないように区分して収集し、又は運搬すること。
- ⑥ 運搬車及び運搬容器は、特管物が飛散、流出、悪臭が漏れる恐れのないものであること。
- ⑦ 運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号を見やすいように表示し、かつ、許可証の写し及びマニフェストを備え付けておくこと。
- ⑧ 収集運搬を行う際は、特管物の種類、取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書を携帯すること。（運搬容器にこれらのことが表示されていることでも良い。）
- ⑨ 感染性産業廃棄物、廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物又は廃水銀等の収集運搬には、必ず運搬容器に収納して行うこと。

### ● 特別管理産業廃棄物の積替えの基準

- ① 周囲に囲いが設けられ、特管物の積替えの場所であることの表示がされていること。
- ② 積替えの場所から特管物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭発散しないような措置を講ずること。
- ③ 積替えの場所には、ねずみが生息し、蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること。
- ④ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ⑤ 搬入された特管物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えないこと。
- ⑥ 搬入された特管物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- ⑦ 特管物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設けること。
- ⑧ 特管物である廃油、PCB 汚染物、PCB 処理物又は廃水銀等は、容器に入れ密封するなど揮発を防止し高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- ⑨ PCB 汚染物、PCB 処理物又は廃水銀等は、腐食防止のための措置を講ずること。
- ⑩ 腐敗するおそれのある特管物は、容器に入れ密封するなど腐食防止のための措置を講ずること。

### ● 特別管理産業廃棄物の保管の基準

- ① 周囲に囲い（保管する特管物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合には、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- ② 見やすい箇所に積替えのための保管の場所であること（特管物の保管に関し必要な事項を記載したもの）を表示した掲示板が設けられていること。
- ③ 保管の場所から特管物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭発散しないような措置を講ずること。
- ④ 特管物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝等の設備を設け、底面を不透水性の材料で覆うこと。
- ⑤ 特管物は、原則として屋内での保管又は屋根が設けられた保管場所での保管を要する。なお、屋外において特管物を容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた特管物の高さが次に示す高さを超えないようにすること。
  - 特管物が囲いに接しない場合…囲いの下端から勾配 50%以下
  - 特管物が囲いに接する場合 …囲いの内側 2 mまでは、囲い高さより 50 cm以下  
 囲いの内側 2 mからは、勾配 50%以下
- ⑥ 保管の場所には、ねずみが生息し、蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること。
- ⑦ 当該保管する特管物の数量が、環境省令で定める場合（処理施設に船舶を用いて特管物を運搬する場合など）を除き、当該保管の場所における 1 日当たりの平均的な搬出量に 7 を乗じて得られる数量を超えないようにすること。
- ⑧ 特管物である廃油、PCB 汚染物、PCB 処理物又は廃水銀等は、容器に入れ密封するなど揮発を防止し高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- ⑨ 特管物である廃酸、廃アルカリ又は廃水銀等は、容器に入れ密封するなど腐食を防止する措置を講ずること。
- ⑩ PCB 汚染物又は PCB 処理物は、腐食防止のための措置を講ずること。
- ⑪ 特管物である廃石綿等は、梱包するなど飛散防止のための措置を講ずること。
- ⑫ 腐敗するおそれのある特管物は、容器に入れ密封するなど腐敗防止のための措置を講ずること。